

浦河町合葬墓のご案内

1. 浦河町合葬墓について

1

お墓を引き継ぐ人がいないなど、さまざまな事情でお墓の承継、焼骨の管理が困難な方が増えてきています。

浦河町では、お墓で困っている方への選択肢のひとつになるように、常盤町共同墓地内に合葬式のお墓（合葬墓）を設置しました。

合葬墓は、ひとつのお墓に血縁を超えた複数の焼骨を一緒に埋蔵する形式のお墓です。

合葬墓への埋蔵をお考えの方へ

浦河町の合葬墓は、骨箱や骨壺から焼骨を取り出して、粉骨にしてから埋蔵します。

先に埋蔵された粉骨と混ざり合いますので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。

ご利用にあたっては、ご親族の方々とよく相談し、ご理解を得たうえで申し込みをしてください。

なお、町は宗教的儀式を行いません。

2. 使用者の資格（使用申請ができる人）

2

○お墓などの承継に困っている方で、下記のいずれかに該当する方です。

※寺院等に永代供養等している焼骨は原則使用できません。

- ・ 町内に住所又は本籍を有していた故人の焼骨を埋蔵しようとする方
- ・ 町内の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする方
⇒ 使用許可を受けている墓地を返還する必要があります。
- ・ 町内に住所を有する方で親族の焼骨を埋蔵しようとする方

3. 使用申請手続き

3

合葬墓の使用を希望される方は、次の書類を添えて申請してください。

- (1) 申請書（合葬墓を使用する旨の申請書）
- (2) 同意書兼承諾書（合葬墓に埋蔵すると、お骨の返還ができないことなどに同意・承諾する書類）
- (3) 添付書類
 - 焼骨の確認書類（火葬許可証、火葬済証、改葬許可証など）
 - 申請者が町外者の場合は住民票など。

4. 使用料について

4

焼骨（1体） 25,000円（1回限り）

（例）焼骨4体の場合は、25,000円×4体＝100,000円

※ 埋蔵を取りやめることになっても、一度納付していただいた使用料の返還には応じかねますのでご了承ください。

※焼骨の状態によっては別途費用が発生する場合があります。

5. 記名について

5

希望者は有料で記名板に刻字することができます。委託業者が行いますので、委託業者とご相談のうえ依頼願います。料金も委託業者に直接支払うこととなります。（※刻字は氏名のみ。費用は1万円程度）

6. 埋蔵について

6

町からの委託業者が、焼骨を粉骨に処理して埋蔵します。

※受付は通年で行いますが、冬期間の積雪等により、埋蔵ができない期間がございますので、あらかじめご承知願います。

7. 申請から埋蔵までの流れ

7

申 請	申請書と関係書類を添えて役場町民課生活環境係へ提出します。
▼	
使用料の納付	使用料の納付書が送付されます。 使用料を期限内に納付していただきます。
▼	
許可証の交付	使用料の納付が確認されましたら、許可証を交付します。
▼	
委託業者と打合せ	許可証を提示します。埋蔵日時、記名などについて委託業者と打ち合せをします。
▼	
埋 蔵	委託業者が打合せをした日時に合わせ埋蔵します。

8. その他

8

- ・使用申請から埋蔵まで、申請書類の確認など、多少の日数をいただくこととなります。あらかじめご承知ください。
- ・副葬品等を入れることはできません。
- ・町は宗教的儀式を実施いたしません。
- ・埋蔵後の参拝はできますが、お花や供物などはお参りの都度お持ち帰りください。
- ・様々な宗派の方々がご利用されますので、宗教的儀式を行う場合には、周囲にご配慮のうえ行ってください。
- ・やむを得ず、埋蔵を取りやめることになっても、一度納付していただいた使用料の返還には応じかねます。
- ・使用申請にあたっては、親族等とよくご相談のうえ、申請いただきますようお願いいたします。合葬墓に一旦、埋蔵した粉骨は、後から返還することができません。